

行動計画策定（2020年10月）から2022年3月末までの行動計画の実施状況報告

令和4年6月

ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議

近年、企業に対して人権尊重を求める声が国際的に強まる中、2011年6月の第17回国連人権理事会では、人権を保護する国家の義務や人権を尊重する企業の責任、救済へのアクセスの取組の必要性を示した「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組の実施」（以下「指導原則」という。）が全会一致で支持された。指導原則は、企業活動における人権尊重の国際的な指針として用いられている。

「ビジネスと人権」に対する関心への高まりを受けて、我が国は指導原則を着実に履行すべく、2020年10月に「ビジネスと人権」に関する行動計画（以下、「行動計画」という。）を策定した。本行動計画の策定は、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた主要な取組の一つとしても位置付けられており、例えば、SDGsアクションプラン2020、2021、2022において、行動計画の実施は政府によるSDGsを推進するための主な取組の一つに掲げられている。

行動計画の第4章では、毎年、行動計画の実施状況を確認することとしている。行動計画策定から本年3月末までの初年度における、行動計画の実施状況の確認に関する政府の主な取組は以下のとおり。

1 行動計画推進の枠組みづくり

- (1) 行動計画の実施状況の確認に当たって、必要な検討及び決定を関係府省庁が連携して行う場として、関係府省庁連絡会議を2021年3月に設置（持ち回り）。
- (2) 幅広い関係者との対話の場として、同年7月に「ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議」（以下、「円卓会議」という。）の第1回会合を開催。
- (3) 同年12月、「ビジネスと人権」に関する取組をより一層強化するために、関係府省庁連絡会議を改組し、関係府省庁施策推進・連絡会議として、中谷総理大臣補佐官及び滝崎内閣官房副長官補の下で第1回会合を開催。その後、2月に第2回会合（持ち回り）、第3回会合を開催。
- (4) さらに、幅広い関係者間で、より具体的、実践的な議論を行っていくため、円卓会議の下、「ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会」（以下、「作業部会」という。）を開催することとし、2022年2月に作業部会の第1回会合を開催。
- (5) 同年3月には円卓会議の第2回会合を開催し、行動計画1年目の実施状況等について確認するなど、継続的な対話を実施。

※上記各種会合の概要はそれぞれ別添1から5までのとおり。

2 政府による取組の推進

行動計画では、「ビジネスと人権」に関して、今後政府が取り組む85項目の施策が記載されている。これは各府省庁の施策を「ビジネスと人権」という横串で捉えることで政策の一貫性の確保を図っていくものである。行動計画が策定されて以降、各府省庁において、これら施策の実施を進めている。

例えば、各府省庁のホームページ・広報資料による発信、行動計画の配架等による周知、国際会議や国内関連セミナー等での発信、業界団体等を通じた企業への周知活動の実施等を通じて、国内企業におけるビジネスと人権に関する一層の理解の促進と意識の向上を図り、責任ある企業行動を促してきた。加えて、男性の育児休業取得をより一層促進するための育児・介護休業法の改正、民事裁判手続のIT化を進めるための民事訴訟法改正法案¹の提出、事業者による合理的配慮の提供の義務化等を内容とする障害者差別解消法の改正、強制労働の廃止に関するILO第105号条約の締結についての国会提出²など、各種施策で進展があった。

また、日本企業のビジネスと人権への取組状況を把握すべく、2021年9月から10月にかけて、経済産業省と外務省が連名で「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」³を実施した。本調査は、日本企業のビジネスと人権への取組状況に関する政府としての初の調査で、日本企業に対して、人権デュー・ディリジェンスの導入への期待を表明している行動計画のフォローアップの一環として実施した。人権方針を策定している企業は回答企業（2786社のうち760社）のうち約7割、人権デュー・ディリジェンスを実施している企業は約5割であった等、日本企業が人権尊重の取組をさらに強化する余地が見受けられた。本アンケートでは、政府等への要望として、人権デュー・ディリジェンス・ガイドラインの策定が寄せられた。そういった要望等を踏まえ、2022年3月に経済産業省を中心としてサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会を設置し、業界横断的なガイドラインの策定作業に着手した。今後、2022年夏頃をめどにガイドライン案を取りまとめることを目指している。

加えて、グローバル・サプライチェーンにおいては、日本企業進出先国等における責任ある企業行動の促進に努めている。UNDP、OECDへの拠出を通じ、対象国政府の行動計画策定の支援、企業及びサプライヤーに対する人権デュー・ディリジェンスに関する研修実施、責任ある企業行動の促進支援等の各種支援を開始した。また、ILOへの拠出を通じ、アジア諸国における日本企業の海外取引先企業などに対する人権デュー・ディリジェンスの実施を支援、好事例集の作成や専門人材の育成を推進すべく、事業に着手した。

3 行動計画のフォローアップのための作業方法の検討

行動計画の第4章では、「実施状況の確認に当たっては、関係府省庁における既存の評価指標の活用も含め、可能な限り、客観的な指標を用いるように努める。」と記載されている。政府としては、上記1の円卓会議及び作業部会での議論を踏まえつつ、関係府省庁施策推進・連絡会議において、行動計画に記載されている85施策の実施状況を確認し、行動計画の5つの優先分野⁴に従い行動計画全体のインパクトを測っていく方向で検討を開始している。上記85施策の実施状況

¹ 民事訴訟法改正法案は、2022年5月に成立した。

² ILO第105号条約の締結について国会の承認を求めるの件は、2022年6月8日に承認を得た。

³ <https://www.meti.go.jp/press/2021/11/20211130001/20211130001.html>

⁴ 1. 政府、政府関連機関及び地方公共団体等の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
2. 企業の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
3. 社会全体の人権に関する理解促進と意識向上
4. サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備
5. 救済メカニズムの整備及び改善

及び5つの優先分野に従ったフォローアップの手法については別添6及び7のとおり。

4 小括

行動計画の実施初年度においては、行動計画を着実に実施することを通じて、企業活動における人権尊重の考え方の普及や人権デュー・ディリジェンスに関する啓発活動を推進していった。国内外において、「ビジネスと人権」に関する関心が益々高まっていく中、日本政府としては、これら取組を継続し、社会全体における人権の保護・促進への貢献、日本企業の企業価値と国際競争力の向上、及びSDGs達成への貢献を図っていく。